

生涯学習講座

- 1 「入門: 暮らしの哲学カフェ〜聴き合う場を開こう〜」(3日制)
 2 区内在住・在勤・在学の16歳以上の方
 3 7月6日(木)「ゆっくり・じっくり考える」
 7月20日(木)「暮らしのあれこれを哲学しよう①」
 7月27日(木)「暮らしのあれこれを哲学しよう②」
 ※いずれも午後6時30分〜8時30分
 4 入新井集会所
 5 抽選で20名
 6 講座企画会「大田区で若者のサードプレイスを考えよう」(6日制)
 7 区内在住・在勤・在学の16歳以上39歳以下の方
 8 7月8・22日、8月5・19日、9月2日、10月14日(土) ※いずれも午後2時〜4時(7月8・22日は午後1時30分〜4時30分)
 9 美原文化センター
 10 抽選で10名

◇112ともに◇

11 問合先へ往復はがき(記入例参照。保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児)希望はその旨も明記)。電子申請も可。6月15日必着
 12 地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1443 FAX5744-1518



詳細はコチラ

大田区学クイズに挑戦!

昭和51(1976)年にシンボルとして制定された、「大田区の木」はなんでしょう?
 >>答えは、5面インフォメーションで確認!

大田区議会定例会の開催

令和5年第2回区議会定例会は、6月15日(木)〜26日(月)に開かれる予定です。今会期の請願、陳情の受け付け締め切りは、6月7日の予定です。傍聴を希望する方は、当日に以下の受付へお越しください。
 ●本会議 = 区役所本庁舎11階傍聴受付
 ●委員会 = 区役所本庁舎10階議会事務局
 ●手話通訳を希望する方 = 7日前までに問合先へ申し込み
 ●FM受信機の貸し出しを希望する方 = 傍聴の際に申し出てください
 ▶問合先 議会事務局庶務調査担当 ☎5744-1474 FAX5744-1541

感震ブレーカーを支給・取り付けします

感震ブレーカーは、設定値以上の揺れを感知したときにブレーカーの電気を自動的に止める器具で、通電火災の防止に有効です。大切な家族や財産を守るため、震災に備えてできることから始めましょう。

●無料で支給・取り付けを行っています

- ▶対象 次の全てに該当する世帯の方
 ①住民税非課税か住民税課税所得金額80万円以下の世帯
 ②次のいずれかに該当する世帯であること
 ●世帯全員(一人世帯も含む)が65歳以上
 ●身体障害者手帳1〜4級の方、愛の手帳1〜3度の方、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる
 ●介護保険要介護3〜5の方がいる
 ▶申込方法 申込書(問合先、特別出張所などで配布。区HPからも出力可)、家主の承諾書(借家にお住まいの方のみ)を問合先へ郵送
 ▶問合先 防災危機管理課防災危機管理担当 ☎5744-1235 FAX5744-1519



大田文化の森 催し案内

全て事前申込制です
 区報掲載イベント以外にも
 たくさんの催しを行っています。
 詳しくはHPをご覧ください!



詳細はコチラ

イベント名	開催日時	対象・定員(抽選)	申込締切(必着)
1 夏に聴きたい名曲クラシック	7月11日(火) 午後3時〜4時15分	110名 ※未就学児可	6月27日
2 マッスルクロッキー会! 美しい筋肉をモチーフにクロッキーを描こう!	7月22日(土) 午後1時30分〜5時	高校生以上、12名	7月6日
3 紙をくるくるパーパークイリング ~額の中の水族館~	7月22日(土) 午後2時〜4時	小学生以上、15名	7月4日
4 シニアのための健康けん玉教室 (初心者向け)	7月27日(木) 午前10時〜正午	60歳以上、各25名	7月7日
5 シニアのための健康けん玉教室 (経験者向け)	7月27日(木) 午後2時〜4時30分		

- ▶費用 123500円(1中学生以下無料)
 ▶申込方法 問合先へ往復はがき(記入例参照。1枚1講座)。問合先HPからも申し込み可。11 同伴者1名記名可
 ▶会場・問合先
 大田文化の森運営協議会(〒143-0024中央2-10-1大田文化の森4階)
 ☎3772-0770 FAX3772-0704

令和5年度 特別区民税・都民税(住民税)が 決まりました

徴収方法	納付方法	通知の送付日・送付先	税証明の発行開始日
① 給与からの特別徴収(給与から差し引いて納める方)	6月〜令和6年5月の毎月、給与から差し引き	5月16日に勤務先へ税額の決定・変更通知書を郵送しました	5月16日 ※複数の方法で納める方は6月9日
② 普通徴収(個人で納める方)	通知書に同封の納付書で納めるか口座振替	6月9日に本人へ納税通知書を郵送します	6月9日
③ 公的年金からの特別徴収(年金から差し引いて納める方)	4・6・8・10・12月、令和6年2月に年金から差し引き		

※③の方のうち、令和4年度から引き続き特別徴収の方は、4・6・8月に、令和4年度の特別徴収税額の6分の1に相当する金額を仮徴収税額として公的年金から引き落とします。10・12月、令和6年2月は、確定した令和5年度の住民税額から仮徴収税額を差し引き、残った税額を三等分して引き落とします(端数は10月分調整)

※③の方のうち、令和5年度から新たに特別徴収になる方(65歳になった方など)は、令和5年度住民税額の2分の1は、6・8月に納付書か口座振替(普通徴収)で納めてください。残りの額を10・12月、令和6年2月に公的年金から引き落とします

◆税証明の発行

- 令和5年度住民税の証明発行開始日は、上表のとおりです。
 ▶発行場所 問合先、戸籍住民窓口、特別出張所、納税課(納税証明書のみ)、コンビニエンスストア(大田区在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ)
 ※コンビニエンスストアのみ上表①に該当する方の納税証明書の発行は6月9日から
 ▶申請方法 運転免許証など本人確認ができるものを持参
 ※代理人の場合は、代理人の本人確認ができるものと委任状が必要(家族でも委任状が必要)
 ▶問合先 課税課課税担当 FAX5744-1515(共通)
 税証明 = ☎5744-1192
 住民税の課税内容 = (大森地区) ☎5744-1194 (調布地区) ☎5744-1195 (蒲田地区) ☎5744-1196

◆6月30日は住民税(第1期)の納付期限です

- ▶納付場所 問合先、特別出張所、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、納付書の1枚当たりの金額が30万円以下の場合はコンビニエンスストア、スマートフォン決済(電子マネー、モバイルレジ)、MMK設置店での納付も可
 ▶問合先 納税課課税担当 ☎5744-1205 FAX5744-1517

◆転職・退職する方はご注意ください

- 転職後の勤務先で特別徴収を継続できない方と、12月末までに退職する方は、普通徴収に切り替わります。納税通知書を郵送しますので、同封の納付書で納めてください。
 令和6年1月以降に退職する方は、原則として退職時の給与や退職金などから一括で徴収されます。給与明細などでご確認ください。
 ▶問合先 納税課課税担当 ☎5744-1197 FAX5744-1517

◆軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日です

- まだ納めていない方は至急納めてください。
 ▶問合先 納税課課税担当 ☎5744-1205 FAX5744-1517

◆都税事務所から

- 固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は6月30日です。
 ▶問合先 大田都税事務所 ☎3733-2411

6〜9月は光化学スモッグの発生しやすい時期です

●光化学スモッグ注意報が発令されたら

屋内へ入りましょう。注意報は、区の防災行政無線や区HPなどでお知らせします。東京都の光化学スモッグ情報は、東京都環境局HPや東京都大気汚染情報テレホンサービス(☎5640-6880)で確認できます。

●目や喉の痛み、頭痛や吐き気などを感じたときは

屋内に入り、洗眼やうがいをしてください。光化学スモッグの影響と思われる場合は、地域健康課(連絡先は6面地域健康課からのお知らせを参照。土・日曜、休日は医療案内サービス「ひまわり」☎5272-0303、聴覚障がい者用FAX5285-8080)へ連絡してください。

- ▶問合先 環境対策課環境調査指導担当 ☎5744-1367 FAX5744-1532



東京都 光化学スモッグ 情報はコチラ